



埼玉県報

第 563 号
令和 6 年(2024 年)
11 月 1 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧（資源循環推進課）
- 川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）
- 令和 6 年度無線 LAN 環境構築・運用管理業務委託に関する落札者等の公示（ICT 教育推進課）
- 国道 254 号の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道利根川自転車道線の指定（杉戸県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定の取消し（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十一号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第八条第三項」を「第五十七条の四の二第三項」に改める。

別記様式第二十七号の七（一）中

収入割	収入金額	総額	
	収入金額	総額	

収入割	収入金額	総額	
	収入金額	総額	

を

収入割	収入金額	総額	
	収入金額	総額	

収入割	収入金額	総額	
	収入金額	総額	

を

課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額	ア
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	イ
法人税割額	ア又はイ $\times \frac{1}{100}$

を

課税標準となる法人税額	ア
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	イ
法人税割額	ア又はイ $\times \frac{1}{100}$

を

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相	
又は個別控除対象所得税額等相	

得税額等相当額の控除額

を

「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額

」

均等割額

ア \times イ

を

均等割額

ア \times イ²に改める。

別記様式第二十七号の七（二）中

法条項規 第の第げ 七二二二 十第号事 二一に業	収入割	収入金額	総額	
		収入金額	総額	

収入割	収入金額	総額	
	収入金額	総額	

を

法条項規 第の第げ 七二二二 十第号事 二一に業	収入割	収入金額	総額	
		収入金額	総額	

収入割	収入金額	総額	
	収入金額	総額	

を

課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	

告示

埼玉県告示第千二百二十二号

越谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

越谷市	調査を行った者の名称	令和五年度	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
				街区境界調査 図十三枚 街区境界調査 簿一冊	越谷第六―六計画 区（北越谷二丁目、 北越谷二丁目、北 越谷四丁目の各一 部）	令和六年十月 二十五日

告示

埼玉県告示第千二百二十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第二項の規定により一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和六年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
株式会社ショーモン

埼玉県さいたま市見沼区大字片柳千四十五番地の一
代表取締役 松澤敏也

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
埼玉県久喜市河原井町二六番及び二七番

三 一般廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物のごみ処理施設（破碎施設及び焼却施設）

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
イ 破碎施設

家庭系及び事業系一般廃棄物（不燃物を含む。）
ロ 焼却施設

家庭系及び事業系一般廃棄物、感染性一般廃棄物及びし尿処理汚泥
申請年月日

令和六年九月六日

六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部資源循環推進課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県東部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
久喜市環境経済部環境課	午前九時から午後四時三十分まで
白岡市生活経済部環境課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

令和六年十一月五日から同年十二月四日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

令和六年十一月五日から同年十二月十八日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること。

ロ 持参又は郵送（令和六年十二月十八日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県東部環境管理事務所（郵便番号三四五―〇〇二五 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地五丁目四番十号）

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により日高市から川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十一月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和6年度無線LAN環境構築・運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年8月30日

4 落札者の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタワー

5 落札金額

131,546,602円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年7月26日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>二二〇番一地先まで</p>	<p>比企郡小川町大字小川字下廣地一一九四番一地先から</p>	<p>区間</p>
<p>一三・三二〇一四・九〇</p>	<p>一一・四九〇一四・八三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>九六・九五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路施行承認工事による。</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

利根川自転車道線	路線名
久喜市栗橋北二丁目一九番地先から同市栗橋北二丁目二〇番地先まで	指定する道路の部分
令和六年十一月一日	指定の期日
国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工事による。	備考

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和五十八年七月四日第十二号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和六年十一月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第四号	取消番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定の取消し に係る道路の 種類
令和六年十月二 十九日	指定の取消し の 年 月 日
埼玉県児玉郡神川町大字二ノ宮字西塚原百四番 四、百五番五、百五番六	指定の取消しに係る道路の位置
七十八・一一	指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)
六・二〇	指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年十一月一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年十一月八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和六年十二月定例会提出予定案件について

ロ その他